

第 3 回矢作川水防災協議会

議事概要

日時：平成 29 年 5 月 25 日（木）13：30～14：45

場所：豊田市役所 南 5 2 会議室

■議題

- (1) 矢作川水防災協議会 規約、取組方針の改訂について 資料 1 - 1, 1 - 2
- (2) 「矢作川における水防災意識社会を再構築するための取組方針骨子」について 資料 2
- (3) 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく矢作川の減災に係る取組方針の
フォローアップについて 資料 3 - 1, 3 - 2
- (4) 矢作川水防災協議会の今後の進め方（案）について 資料 4
- (5) その他

■協議結果

(1) 矢作川水防災協議会 規約、取組方針の改訂について

矢作川水防災協議会 規約、取組方針を改訂し、「防衛省陸上自衛隊豊川駐屯地」、「愛知県防災局災害対策課」が新たに参画することについて了承を得た。

(3) 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく矢作川の減災に係る取組方針の

フォローアップについて

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく矢作川の減災に係る取組方針のフォローアップ及び矢作川水防災協議会の今後の進め方について説明し、委員の方からご意見を頂いた。

以下に主な意見の概要を記載する。

<高浜市>

県管理での水防災協議会との関係を密にし、それぞれの役割を果たして頂きたい。

内水氾濫や他河川の氾濫などに対する減災対策について、お互い情報共有しながら進めていきたい。

<豊田市>

市町の取組状況について、何をどこまでやっていて、それが足りているのか、という分析・評価をした上で、水防災協議会としてどのレベルまでの達成度を目指すのか目標を明確にする必要がある。

このような協議会・幹事会を必要に応じてではなく、定期的を実施する必要がある。

矢作川の国の直轄部、県管理の流域も合わせて、全ての情報をなるべく早い時期に提供して頂きたい。国には、県や市町に対して技術的・財政的な支援を引き続きお願いしたい。

国、県の管理者、学識経験者、地域住民の方々に入って頂く意見交換会や勉強会などを早急に立ち上げて頂きたい。

<愛知県河川課>

県下における洪水ハザードマップの作成に向けて、早めに浸水想定区域図を作成する予定である。
今年度内に愛知県の水ビジョンを策定する予定なので、国と連携して色々情報交換をしながら進めていきたい。

<豊橋河川事務所>

市町の取組の質の検証については、幹事会や必要に応じたワーキンググループ等で実施していく。
詳細については、今後、国と各市町で調整しながら進めていく。

(5) その他

・陸上自衛隊豊川駐屯地、名古屋地方気象台、豊橋河川事務所から水防災に係る情報提供があった。

・陸上自衛隊の災害派遣活動について

<陸上自衛隊豊川駐屯地>

現在、各隊区部隊と県市町村で定期的な連絡調整、防災会議等に参加することで、連携を図っている。県が保有する高度情報ネットワークによる被害情報の共有として、訓練を実施している。
国との連携では、矢作川の重要水防箇所合同巡視、河川水位情報の共有を実施している。

・緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信について

・水防法等の一部を改正する法律等について

<豊橋河川事務所>

今年度の5/1より、氾濫危険水位以上の水位に達し、それも含めて堤防から越水しそうな時、それから堤防が破堤した時に、該当エリアへの送信される緊急速報メールサービスを開始している。

・大雨警報・洪水警報の危険度分布について

<名古屋地方気象台>

今年度の7月上旬より、大雨警報（浸水害）の改善を図るため、大雨警報（浸水害）の発表基準に、短時間強雨による浸水害発生との相関が雨量よりも高い表面雨量指数を導入する。

大雨警報（浸水害）、洪水警報の危険度分布を気象庁ホームページにて提供を予定している。危険度は1キロ格子（洪水警報は流路）ごとに5段階に判定した結果を10分ごとに表示することから、危険度の高まりを面的に把握することができるので、活用してください。

以 上